

総務部門必携のWEB法律辞典

検索エンジンで調べても
情報が多すぎて
わかりにくい!

ホームページやブログに
用語集があるけれど
いつの情報なのかな?

ネットの情報って根拠が
よくわからないけど
大丈夫かな?

こんな悩みを解決します!

会社の法律 キーワードWEB

ビジネス法概論

企業組織法

企業取引法

競争法・独禁法

知的財産法

国際ビジネス法

労働法

労働・社会保険法

経理

税務

の10分野から重要語を選定

ビジネスに必須のテーマを網羅!

- 知らなかったではすみされない! 総務部門が知っておきたい**法律用語およそ3,000語**を掲載!
総務・法務、人事・労務、経理・税務といった総務部門で必要な範囲を収録!
- 各分野の実務に精通した弁護士・社会保険労務士や研究者等(総勢約60名)からなる**充実した執筆陣**が用語を選定して解説。定期的なメンテナンスにより**高い信頼性を実現!**
- キーワード解説は200文字から300文字程度と**コンパクトなボリュームで簡潔・明瞭に解説!**
- 『こんなときどうするネット 会社の法律Q&A』との併用で関連する事例も**ワンクリックで参照!**

1ライセンス

(年間利用料)

定価7,920円

(本体7,200円+税10%)



トップページ

会社の法律 キーワードWEB

検索欄: 通勤路上災害

あ い う え お
か き く け こ
さ し す せ そ
た ち つ て と
な に ん ぬ の
は ひ ふ へ ほ
ま み む め も
や ゆ よ
ら り る れ ろ
わ を ん

お知らせ
2019.01.10
『会社の法律キーワードWEB』をリリースしました
『会社の法律キーワードWEB』をご利用いただき、誠にありがとうございます。

みなさまの業務をサポートできる、お仕事の中でよく使われる用語を厳選し、わかりやすくご紹介しておりますのでご利用ください。

フリーワードまたは50音からキーワードを検索

「用語集」ご利用ガイド

概要
このサイトでは、企業組織法分野、企業取引法分野、知的財産法分野、競争法分野、労働法分野、社会保険法分野、国際ビジネス法分野といった、会社で仕事をするうえで必要となる関係法令の中で用いられる重要単語について、簡潔に、分かりやすく解説しています。

凡例
キーワード検索について
検索語に検索したいキーワードを入力し、虫眼鏡をクリックするかEnterキーを押すと、検索結果画面が表示されます。
検索結果画面から、用語をクリックすると用語解説画面に切り替わります。
五十音検索について
画面左に表示された50音をクリックすると、画面右にその50音ではじまる用語が表示されます。
用語をクリックすると、用語解説画面に切り替わります。
用語解説画面について
用語解説の本文中でリンクが張られている法令等をクリックすると、それぞれの条文等が参照できます。
用語解説の本文中でリンクが張られている用語をクリックすると、それぞれの用語解説画面に切り替わります。

『会社の法律 キーワードWEB』
1ライセンス (年間利用料) 定価7,920円 (本体7,200円+税10%)

参照すべき法令の条文へリンク
【別商品】

キーワード一覧

会社の法律 キーワードWEB

検索欄: キーワードを入力してください。

HOME > つ

あ	い	う	え	お	つ		
か	き	く	け	こ	通勤払いの原則	通勤	通勤災害
さ	し	す	せ	そ	通勤路上災害	通信販売	通常使用権
た	ち	つ	て	と	通常実施権	通則法 (国際ビジネス法)	通年雇用助成金
な	に	ぬ	の		積立NISA		
は	ひ	ふ	へ	ほ			
ま	み	む	め	も			

調べたいキーワードを選択

キーワード解説

通勤路上災害

労働保険法において、「労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」をいう(労災法第1条2号)。
労働基準法上の災害補償制度では、業務災害のみが補償の対象であり、通勤災害は補償対象とされていないが、通勤災害の増加により、労災補償制度の対象とされた。ここでいう「通勤」とは、以下の①～③のうち、いずれより行うことをいい、業務の性質を有するものを除く(労災法第2条2号)。
① 住居と就業の場所への移動、
② 上記①の往復に先行または後続する住居間の移動、労働者が上記①または②の移動を中断した場合、原則として、当該途脱または中断の間およびその後の移動はまたは中断が、一定の事由(日用品の購入、病院での診察などをやむを得ない事由により行)にはその例外として、当該途脱・中断を除き、「通勤」に該当する(同条3項、労災法経路及び方法)とは、上記①～③の移動を行う場合に、一般に労働者が用いるものと認めらるる経路・手段に限られず、合理的な代替経路・手段も入る(以上、昭和48年11月22日基発644号)。
通勤路上災害=通勤災害

関連キーワードをバルーン表示

マイカー通勤と労働災害

キーワードの関連Q&Aへリンク【別商品】

参照法令

労働者災害補償保険法

平成31年1月28日 公布
平成31年4月1日 施行
平成31年4月1日 公布
平成31年4月1日 公布

目次
第一章 総則(第一～第一五条)
第二章 保険料の成立及び配賦(第六～第六六条)
第三章 保険給付
第一節 通則(第七～第十二条の七)
第二節 業務災害に関する保険給付(第十二条の八～第二十五条)
第三節 通勤災害に関する保険給付(第二十六条～第二十八条)
第四章 二次健診等給付(第二十九～第三十二条)
第五章 費用の負担(第三十三～第三十七条)
第六章 労働者に対する給付(第三十八～第四十一条)
第七章 罰則(第四十二～第四十五条)
第八章 附則(第四十六～第五十四条)

D1-Law.com corporate edition
企業関係法令・通達データベース

企業における人事・労務・法務の担当業務が必要とされる法令・通達・ガイドラインを厳選したデータベース

『D1-Law.com corporate edition 企業関係法令・通達データベース』
1ライセンス (年間利用料) 定価19,800円 (本体18,000円+税10%)

関連Q&A

マイカー通勤と労働災害

私は会社への通勤に自分の車を使用しています。勤務している会社が業務から遠いので、車を利用しないと行けず/スでけりありませんが、マイカーの方が便利ですし、会社には従業員用の駐車スペースもあります。
先日、会社からの通勤の途中で交通事故を起してしまい、二ヵ月ほど入院したのですが、労働災害として労災給付を申請できるでしょうか。

マイカーでの通勤・通勤中に発生した事故による労災申請は、お尋ねの事故が「業務」あるいは「通勤災害」と認められるかどうかということになります。もし、認められるのであれば請求は可能です。

1 通勤災害

『こんなときどうする? ネット 会社の法律Q&A』
1ライセンス (年間利用料) 定価52,800円 (本体48,000円+税10%)



商品の詳細・お申し込みは
第一法規 株式会社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

TEL.0120-203-694 FAX.0120-302-640
第一法規 検索 CLICK!

総務キーワード (400176) 2023.3 SE